

意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
1. 項目	政府統計情報の二次活用
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>行政が行う統計調査結果については、公表内容や提供対象に限られるケースが多く、民間部門では十分に利活用されていない。また統計情報の提供方法は書面やフレキシブルディスクカートリッジ、光ディスクなどに限られており入手コストがかかる。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>統計法第 34、35、36 条 統計法施行令第 13 条 統計法施行規則第 15 条</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>行政が行う統計調査については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集計情報のみならず、個人情報保護に配慮した上で、個表データまたはそれに近い形で原則的に全て公表する。 ・提供対象を学術部門に限らず、民間部門・利用者自らがデータを利活用できるよう制約を緩和する。 ・「政府統計の総合窓口（e-Stat）」について、上記を踏まえた機能拡充や、利用者がオンラインでデータをダウンロード／分析を行う機能を追加する。 <p>以上の様な施策により、民間部門でのインテリジェンスが高まり、産業の発展に寄与することが期待できる。</p>